

若越郷土研究

39の4

鯖江藩江戸藩邸

「御用部屋旧記」・

「小堀記」について

竹内 信夫

一 はじめに

鯖江市資料館には「間部家文書」が所蔵されている。間部家文書とは、鯖江藩の藩庁史料の総称で、その概要は次のようである。

◎従江戸到来御用状

この史料は、江戸藩邸から国元（鯖江）へ送られてきた書状で、一〇日ごとにとまとめて、一番、二番、三番といった順番にし、番の終りに控えた者の名前が記してある。内容的には江戸詰めの家老から国元の家老や城代に宛て

竹内 鯖江藩江戸藩邸「御用部屋旧記」・「小堀記」について

た書状、国元からの伺いに対する返答諸報告に対する指示や可否について記した書状、そして江戸から国元へ回答を求めた書状である。途中十数年の欠があるものの、宝永七年から明治元年まで三七四冊を数える。^①

◎日記

この史料は、藩の公用日記で、内容は、鯖江藩庁における年中行事、家中士卒の勤役形態（昇進や加増の記録）、武家の日常生活（婚姻、家督相続、諸届、また幕法や藩法の写し、町方、在

このように間部家文書とは、概ね江戸藩邸からの書状と鯖江藩の日記とで構成されているといえ、それらは鯖江藩の歴史を研究する上で基本となるものである。

方）の出来事や災害など簡略に記録されている。また、毎日の天候が記録されているが、当時の気象状況を知る上で貴重な史料といえる。日記も若干の欠がみられるが、享保一一年から明治三年まで二四四冊を数える。^②

◎その他一件書類

領知朱印状写や郷村帳、御規則書など鯖江藩制について検討する上での基本的史料である。とりわけ「御家人帳」は藩家臣団の形成を知る上で重要な史

料で、『鯖江市史』（第五・六巻）に収録されている。その他一件書類は、約一〇〇点を数えることができる。^③

藩校進徳館旧蔵の和漢書類で、明治以降の惜陰校旧蔵のものも若干含まれ、二二二冊を数える。^④

このことについては『間部家文書』第一巻^⑥解説でも(鯖江藩の)江戸藩邸には、国元からの御用状控が当然作成されていたと考えられるが、これは現在見る事ができない」と述べられており、鯖江藩の江戸屋敷でも大量の文書が作成されていたと考えざるべきである。しかしながら、一般にこうした江戸藩邸における文書というものは度重なる藩邸の移転や火災などによって散逸してしまつたものもあろうし、また、明治に入り旧大名家の江戸藩邸の規模が縮小されるが、それに伴つてこれらの文書が整理され、失しなわれていったのである。もちろん例外もあつて、江戸藩邸の文書が残されている藩もあるが、鯖江藩の場合には、江戸藩邸の文書は散逸しており、まさに「これは現在見る事ができない」文書となつているのである。

ところで、鯖江市史編纂の一貫として旧鯖江藩士芥川家の史料調査が行われたが、この芥川家文書から『文献掇遺』と題される史料が発見された。この『文献掇遺』には鯖江藩の江戸藩邸で作成されていたと考えられる「文書の目録」が掲載されている。江戸藩邸

で作成されていた文書の「目録」だけではあるけれども、この目録によってどのような文書が作成されていたかを具体的に知ることができ、これは鯖江藩の江戸藩邸で文書が作成されていたことを示すものでもあり、たいへん貴重な史料といえる。この目録にみえる文書類とは「御用状」作成の原資料になつたものと思われるので、ここに紹介させていただく次第である。

二 『文献掇遺』について

ここで『文献掇遺』について簡単に述べておこう。『文献掇遺』はその表紙に「共四」とあるから当初は四冊より構成されていたようであるが、現在は三冊が残されている。その三冊の目次を示しておく。

文献掇遺(支)

御家号	御紋所	御外家	御三家
小花和	御法号	御墓誌	
文献掇遺(百)			
御領知	分限帳	御恩賜	
文献掇遺(世)			
御居城	御屋鋪	御墓地	受福堂

御願所 御手伝 御記録 小堀記
聞見略 御家譜

というのが、『文献掇遺』三冊の内容である。『文献掇遺』を作成したのは藩の儒者芥川氏である。芥川氏は主君の間部家に関する歴史的事柄を纏め、この『文献掇遺』を作成したものと考えられる。『文献掇遺』(世)に「御記録」という項目があるが、「御記録」のところに「御用部屋御旧記目録」として、御用部屋の文書目録が掲載されているのである。

なお、『文献掇遺』(世)に「御屋鋪」という項目がある。これは、鯖江藩の江戸藩邸についての記録である。周知のように、江戸時代各藩には規模の大小はあるが江戸に藩邸が与えられていた。江戸藩邸は参勤した大名が生活する場であるとともに、幕府や他藩との折衝が行われたりするところであった。本稿のテーマからはなれることではあるが、鯖江藩における江戸藩邸について概略を理解するために『文献掇遺』(世)の「御屋鋪」の一部をここに引用しておく。

文献掇遺 世
御屋鋪

三田小山六千五百七十二坪毛利飛驒守
様元御屋鋪、享保二年二月二日御拝領、
同月十一日西丸下ヨリ御移前年五月十
六日御役御免ヨリ、此日マデ旧邸ニア
ラセ玉フ、當時ノ御優待コレヲ推テ奉
察ヘシ、大井一万六千六百八十六坪、
松平陸奥守様御屋鋪、元文二年十月廿
六日大崎ト御相對替、角筈四千二百坪
余、西尾隱岐守様御屋鋪、延享三年十
一月廿一日元矢倉ト御相對替、本芝二
千六百坪余、中根大隅守様御屋鋪、宝
暦元年十二月十九日代々木ト御相對替、
今合セテ四箇所ノ御屋鋪ナリ（中略）
又、件ノ四所外、宝永三年二月五日青
山ニテ御拝領コレヲ御下屋鋪ノ最初ト
ス、宝永ノ地凶ニ折レバ、善光寺ノ西
南ニ当ル（中略）又此外ニ、御蔵屋鋪
トシテ田町二丁目ニ御抱地アリ、享保
六年正月十六日三田同朋町失火ノ時御
類焼、明年二月九日松平丹後守様へ御
讓トナル、其後麻布善福寺後ニ御抱地
アリ、明和災後、其主へ返シ玉フ（以
下略）

鯖江藩の江戸藩邸の変遷がよくまとめられ
ていると思われる。大名家の江戸藩邸とい
うものは、幕府から与えられるもので、これ
を「拝領屋敷」といった。大きな大名は上屋敷、
中屋敷、下屋敷など多くの屋敷を抱えていた。
「拝領屋敷」に対し、百姓地や町人地を買い
取ったりして所持しているのを「抱屋敷」と
いった。ここに引用した『文献掇遺（世）』に
みえる三田小山屋敷が鯖江藩江戸藩邸の上屋
敷である。この屋敷は享保二年（一七一七）
二月に拝領したもので、鯖江藩の上屋敷とし
て長く使用されていた。享保二年二月といえ
ば、間部詮房が村上藩主に就任した時であり、
鯖江藩の成立後、村上藩の屋敷が鯖江藩に引
き継がれたものである。三田小山屋敷は七六
〇〇余坪（一説には六五七二坪）の広さを持
っていたという。つぎに大井屋敷は品川にあ
り、下屋敷で、俗に鯨頭屋敷とも称されてい
た。角筈屋敷は下屋敷で、四谷にあり、本芝
は中屋敷である。三田小山屋敷、大井屋敷、
角筈屋敷、本芝屋敷の四屋敷が鯖江藩江戸藩
邸の基本となっていたのである。江戸屋敷の
位置はその時々において変化しているのでは

るが、大井屋敷などは幕末まで鯖江藩の屋敷
として使用されていた。

三 「御用部屋御旧記」について

さて、「御用部屋御旧記目録」は鯖江藩江戸
藩邸（上屋敷、三田小山屋敷）における御用
部屋記録の目録である。江戸藩邸の役職とし
て留守居役があつて、御用部屋でいろいろな
政治が行われており、そこでは当然のことな
がら「御用状」も含めて、たくさん文書が
作成されていたのである。

それでは実際にどのような文書が作成され
ていたのだろうか。前述のように「御記録」
のところに「御用部屋御旧記目録」が記され
ている。少し長くなるが、次に「御記録」を
引用しておこう。

文献掇遺 世

御記録

寛政ノ初、御旧記ノ朽蠹ヲ憫テ、其事ヲ建言
シ、宝永・正徳已來現存数百冊ヲ修補シ、新
七十二箱ヲ製シテコレヲ蔵ム。又、紀年要略
七冊ヲ編述シ、宝永元年ヨリ明和八年マデ、
亨浄、瑞昌、寛広、究竟四公ノ事記ヲ抄出シ

竹内 鯖江藩江戸藩邸「御用部屋旧記」・「小堀記」について

テ便覧ニ備フ、後世書記タル者相繼テ修理シ、
白魚腹中ノ物トスヘカラス、老臣タル者モ亦
監臨省察シテ文献不足ノ嘲ヲ取ルコトナカレ

御用部屋御旧記目録

享保元年日記上下

同二年日記

同四年日記

同五年日記上下

同六年日記上下

同七年日記上下

同八年日記上中下

同九年日記上下

同十年日記上下

同十一年日記上下

同十二年日記上下

右第一番箱廿一冊

同十三年日記

同十四年日記上下

同十五年日記上下

同十六年日記上下

同十七年日記上下

同十八年日記上下

同十九年日記上下

同廿年日記上下

元文元年日記上下

同二年日記春夏秋冬

右第二番箱廿一冊

同三年日記上中下

同四年日記上中下

同五年日記上中下

寛保元年日記上中下

同二年日記

同三年日記上下

延享元年日記

同二年日記上下

右第三番箱十八冊

同三年日記上中下

同四年日記上下

寛延元年日記上中下

同三年日記春夏秋冬

右第四番箱十二冊

宝暦元年日記春夏秋冬

同二年日記春夏秋冬

同三年日記春夏秋冬

右第五番箱十二冊

同四年日記

同五年日記

同六年日記

右第六番箱十二冊

同七年日記

同八年日記

同九年日記

右第七番箱十二冊

同十年日記

同十一年日記

享浄院様御遺物帳

瑞昌院様御遺物帳

誠照寺御朱印一件

御規式帳

大野郡広野出入一件

宝暦八年旱御参府記

馬之助様少人騎馬記

雑録

同

右第八番箱十六冊

正徳元年高崎御用状

同松井金右衛門覚書

同二年高崎御用状

同三年日記

四冊

四冊

四冊

四冊

四冊

三冊

三冊

四冊

一冊

二冊

同四年日記	一冊	同城引渡覚書	一冊	御叙爵一件	一冊
御腰物帳	一冊	高崎・上方・銚子・伊豆御物成帳	一冊	日光御拝礼一件	一冊
御装束御腰物類留帳	一冊	高崎村上御所替諸事極書	一冊	享保十四年増上寺御跡固一件	二冊
京都御使者記	二冊	村上御在城中御勤方日記	二冊	御婚礼御入用帳	一冊
近衛様御馳走一件	十六冊	村上御制札写	一冊	若殿様御誕生記	一冊
右第九番箱廿八冊		村上領郷村高帳	一冊	天英院様御法事御勤番帳	一冊
宝永年中御領内御用留	二冊	村上領諸番所定書	一冊	同御条目	一冊
正徳以来御用留	一冊	村上領軼切支丹類族存命帳	一冊	若殿様御袴著御規式	一冊
御条目諸役人勤書	一冊	村上町方寺社覚	一冊	寛延三年増上寺御跡固一件	一冊
享保・元文御触書	二冊	耕雲寺諸上寺古証文	一冊	里姫様御養女一件	一冊
同十一年御家中親類書	二冊	御領内御甲留帳	一冊	寛延四年増上寺御固記	一冊
寛保御定書	一冊	元文三年御武具御馬具元帳	一冊	宝曆四年東叡山御跡固記	一冊
御手伝一件	廿冊	辻番所御条目	一冊	若殿様御目見御叙爵記	二冊
同御用状	一冊	享保十一年御招請記	二冊	同御祝物御贈答	一冊
右第十番箱三十冊		正徳五年本多家老中招請記	三冊	御隠居御家督一件	三冊
亨浄院様御実録	五冊	元禄八年有馬家丸岡城受取記	一冊	仲姫様御婚礼御床飾献立	一冊
宝永年中献上物留帳	一冊	宝永七年戸田家所替覚書	一冊	菊姫様御誕生記	一冊
高崎御城地請取聞合留帳	一冊	享保十五年戸田家内桜田御門番記	三冊	御門番勤番人数覚	一冊
同御城受取御用留	一冊	右第十一番箱三十六冊		日光御留守中御防記	二冊
同請取御用覚書	一冊	御継目御所替御札御進物帳	一冊	板倉家御遺物献上留	一冊
同御条目	一冊	有章院様御法事御勤番帳	一冊	小笠原家西丸大手御門番記	一冊
同御城付武具全橋御関所覚帳	一冊	享保八年御防覚書	一冊	久世家桜田御門番記	二冊
同寺社御朱印写	一冊	御家督御勤方留帳	一冊	小笠原秋元内桜田後門番記	一冊

竹内 鯖江藩江戸藩邸「御用部屋旧記」・「小堀記」について

内桜田御門番下馬建図

一冊

永井家日光御名代記

一冊

永井・稲垣・青山・松平家督進物留

一冊

右第十二番箱三十六冊

総計十二箱、二百五十四冊、何レモ芝三田

小山用部屋記録ノ黒印ヲ押ス、宝暦十二年日

記已後ハ逐年事繁ク文煩ク毎歳一巨冊扛拳ス

ヘカラス整撰シカタキニ至ル、故ニコレヲ長

持ニ蔵ルコト三棹ニ及フ、又、明和已来外桜

田御門番、方角火消、御法事勤番、両山御跡

固及御吉凶ノ記数卷アリ、又、別篋御家人帳・

分限帳・席帳・定式帳ノ類ハ此限ニアラス

たという。「御記録」に記載されている「御用部屋御旧記目録」とはその文書目録にはかならない。

宝永・正徳以来の記録といえは、それは丁度間部家の祖にあたる間部詮房が六代將軍徳川家宜、七代將軍徳川家継に仕え、詮房自身は側用人に就任し新井白石とともに幕政（正徳の治）を推進しはじめた頃であり、そのよ

うな情勢を反映し、間部家でも取り扱う文書の量が飛躍的に増加し、大量の文書類が作成されたものと考えられる。

また、『紀年要略』（七冊）なる文献が編纂

『文献掇遺』の「御記録」の全文をここに記載したが、この史料からいくつかの興味深い事柄を知ることができる。

まず、鯖江藩江戸藩邸には、宝永・正徳以来の記録として「数百冊」におよぶ文書があったが、「寛政ノ初、御旧記ノ朽蝨ヲ憫ミ、其事ヲ建言シ」これを整理することになり、文書に補修を加え、二五四冊の書冊に仕立て直し、すべて「芝三田小山用部屋記録」の押印を施し、これを都合一二個の文書箱に収納し

されたことが記されているが、このことにも注目しておきたい。この『紀年要略』（大郷金蔵編カ）は、詮房、詮言、詮方、詮央の四代（宝永元年〜明和八年）の事跡を記したものとあるから、詮房については側用人としての活躍、高崎から村上への転封経過などが述べられ、そして、詮言、詮方、詮央については藩公を中心にして書かれた、いわゆる「史書」ではなからうか。内容的には、鯖江藩の立藩事情からはじまり、藩制の確立、家臣団の編成、城下町の整備などについて編年体で書き

すめられたものと思われ、つまり『紀年要略』は鯖江藩の正史たるべき文献であったと考えられる。鯖江藩でもこの『紀年要略』は重宝されていたとみえ、例えば、鯖江藩の日記に次のような記事がある。

四月十日 晴

一大坂表江上原笹次郎差立六番御用状、

別紙八通、半切別紙巻通、紀年要略之

内書抜巻冊、並東鯖江御村替之節酒井

修理大夫様御家来より引送候帳面写巻

冊差遣之

つまり『紀年要略』の「書抜」が作成されていたという。現在はこの『紀年要略』は散逸しており、これを見ることはできないのであって、その散逸が惜しまれる。それでは「御用部屋御旧記目録」の検討の入りう。

ここに引用した「御用部屋御旧記目録」によれば、全一二箱のうち第一箱から第七箱までは日記がおさめられている。享保元年から宝暦九年のものまで、一〇八冊の御用部屋日記である。そして第八箱にも宝暦一〇、一一年の日記（二冊）があり、第九箱には正徳三

年、四年の日記(三冊)がみられるから、日記は全体としてみると、正徳三年から宝暦一年のものまで、都合一一三冊があつたわけである。日記の記載内容はわからないが、江戸藩邸の日記であるから、藩邸内の出来事、江戸城内の出来事を中心に、幕府や他藩との連絡、国元からの照会、それに対する江戸藩邸当局の対応、決裁過程を示す記録、国元への指示事項、連絡などが記されていたものと思慮されるが、そのように考えてくると江戸藩邸の日記とは、国元へ送付された「御用状」そのものと考えられはしないか。

つぎに、第八箱から第一二箱には様々な文書がおさめられている。ここに収められている記録類で、今日見ることのできるものは、第八箱の「享浄院様御遺物帳」、第一箱の「享浄院様御実録」、高崎御城付武具奈橋御関所所覚書」ぐらいで、のこる記録類は散逸しているようである。散逸してしまっている資料にも、例えば第一〇箱の「享保十一年御家中親類書」や第一箱の「高崎・上方・銚子・伊豆御物成帳」などなかなか興味深いものが少なくない。この外、高崎城下に関する記録、

越後国村上に関する記録、間部氏に対する公役に関する記録などで占められていることなどが、「御用部屋旧記」の特徴である。

最後に、「御用部屋旧記」の作成経過について検討しておこう。「文献撰遺」(世)に「聞見略」という項目があり、以下の如く記されており、参考になるので引用しておく。

享浄院様御役中御記録去ル寛政己酉四月廿七日大井御蔵焼亡ノ後、同丙辰四月廿六日旨有テ、其中修整スヘキヲ扱テ、朝鮮人來朝御用留十四冊、宝永日記八冊、正徳日記十七冊、常憲院様御凶礼一件九冊、同一回御忌御法会日記七冊、合テ五種五十五冊、戸田采女正様御宅へ指出サレ、文化癸酉十月六日先達被指出候御役中御書物公辺ノ儀相認候品ニ付、其俣被留置旨、御留守居御呼出、松平伊豆守様御宅ニテ仰達ラル、残本煨燼ノ間ニ爛脱シ、空ク箱底ニ埋没スルコト三十余年、有司以テ意トセス、竟ニ蠹腹ニ葬ラントス、余其如此十□ヲ懼ミ、深ク建言シテ、其錯乱ヲ正シ、其焚壞ヲ補ヒ、丁丑ノ夏

ヨリ成寅ノ秋ニ至テ、成功ヲ告ク、都合五十七種二百七十九冊、画圖書付百余通、装演シテ十二箱ニ藏メ、有司ニ告戒シテ朽敗セサラシム、是且ハ翌年己卯ノ秋、享浄院様百回御追遠ノ一ニ備ルノミすなわち、間部詮房の公用日記などを中心とした諸々の記録類が鯖江藩の下屋敷である大井屋敷(鮫頭屋敷)に保管されていたところ、寛政元年四月二十七日に大井屋敷が火災に合い、文書類も灰燼に帰したがのであるが、同八年四月に至り、「其中修整スヘキヲ扱テ、朝鮮人來朝御用留十四冊」ほか五種五五冊の記録類を老中戸田采女正に差し出したという。そして、「残本煨燼ノ間ニ爛脱シ、空ク箱底ニ埋没スルコト三十余年、有司以テ意トセス」そのままとなっていたが、遂に「深ク建言シテ、其錯乱ヲ正シ、其焚壞ヲ補」ふこととなり、文化一四年の夏から文政元年の秋にかけて、「都合五十七種二百七十九冊、画圖書付百余通、装演シテ十二箱ニ藏メ」たという。なお、これは詮房の百回忌御追遠に備えられたとも書かれている。

「御記録」の冒頭には「御用部屋旧記」の成立について、「寛政ノ初、御旧記ノ朽蠹ヲ憫

テ」とあるから、史料をそのまま読めば、寛政初期ということになるのであるが、「聞見略」では寛政元年に大井屋敷が火災に合い、同八年文書類の提出が命じられた、とある。

この時若干の整備はなされたものと考えられるが、本格的な整備がなされるのは、文化一四年のことである。この年代の差はどのように理解すればよいのであろうか。また、「御用部屋旧記」の文書数が二五四冊、「聞見略」の文書数が二七九冊と冊数において一致して

ないことも気になることである。「御記録」には大井屋敷の火災のことについては一言もふれられていないのであるが、大井屋敷火災の後、補修された文書類が上屋敷である三田小山の藩邸に移され、これが「御用部屋旧記」と称されるようになったのではなからうか。

四 「小堀記」について

ところで、『文献掇遺』の「御記録」のつぎに「小堀記」という項目が記載されている。

「小堀記」は、鯖江藩の旧臣小堀氏が作成した諸記録の総称であろうと思われるのであるが、これについて以下述べておこう。「小堀記」

について説明を加えるまゝに「小堀記」そのものを引用しておく。

文献掇遺 世

小堀記

政興・武雅二代ノ記、若干冊御記録ノ補遺ニ備フヘク、其文献賞スルニ足レリ、御家御代々執政ニ於テハ二条撰政良基公日次記二百巻ヲ纂輯シ玉ヒケルニモ此方スヘキカ

政興記

一、宝永四年亥日記	自九月至十二月	一冊	一、享保二年酉	自正月至二月	一冊
一、同	自十月至子四月	一冊	一、同	自五月至十二月	一冊
一、同五年子	自四月至九月	一冊	一、同三年戌	自正月至七月	一冊
一、同	自九月至丑正月	一冊	一、同	自七月至十二月	一冊
一、同六年丑	自三月至七月	一冊	一、同四年亥	自正月至八月	一冊
一、同	自八月至十二月	一冊	一、同	自八月至十二月	一冊
一、同七年寅	自正月至二月	一冊	一、同五年子	自正月至七月	一冊
一、同	自二月至六月	一冊	一、同	自七月至十二月	一冊
一、同	自閏八月至十二月	一冊	一、同六丑	自正月至四月	一冊

竹内 鯖江藩江戸藩邸「御用部屋旧記」・「小堀記」について

一、同	自五月 至十二月	一冊	一、村上惣画面	一冊	一、享保五年大坂御回米御用勤方	二
一、同七寅	自正月 至二月	一冊	一、同	一冊	一、同年御回米船証文	一
一、同九辰	完	一冊	一、村上御城画面	一冊	一、村上御法事中御寺諸役人勤書	一
一、同十巳	自正月 至三月	一冊	一、二丸住居図建具覚帳	一冊	一、村上城引渡惣役人名前書付	一
通計廿九冊			一、二丸御殿向画面	一冊	一、村上城付武具覚帳	一
一、高崎窓画面		一冊	一、相川御茶屋場画面	一冊	一、村上城引渡人数并武具覚	一
一、正徳元年尾張様御通御馳走覚		一冊	一、村上城画面	三	一、從村上引払追手御門外行列	二
一、正徳三年二月宗門改覚		一冊	一、村上住居画面	三	一、從村上西鯖江御所替御用向	一
一、寺社町方覚書		一冊	一、村上領村画面 <small>城廻 三条付</small>	二	一、從村上鯖江御所替定書	一
一、正徳六年吟味方御用向覚帳		一冊	一、村上町画面	一	一、御所替被仰出候節請取方心付覚	一
一、会所御用之筋覚書		一冊	一、從村上近国道程	一	一、得替受取渡大旨記	一
已上高崎		一冊	一、村上制札留	一	一、前日御見分当日引渡覚書	一
一、村上城受取方覚		一冊	一、村上屋敷数覚	一	一、鎰目録 <small>渡 受取</small>	二
一、村上城受取人数并武器覚		一冊	一、村上町瀬波町人別覚	一	一、岩船・蒲原・三鳴郡家数人別帳	一
一、引越之面々駄賃馬被下割直帳		一冊	一、村上城下人別町数馬数覚	一	一、御引渡御使番書付	一
一、村上受取御用留帳		一冊	一、御高札写	一	一、同御請書	一
一、村上御所替諸士道中繼人馬覚		一冊	一、相川下屋敷諸色目録	一	一、今日引渡場所書付	一
一、從瀬浪村追手迄行列		一冊	一、瀬波丁覚書	一	一、宝永七年諸士勤書箱入	一
一、村上当日追手内行列覚		一冊	一、同御蔵等覚	一	一、鯖江御引移二付申渡書付	一
一、村上御規式帳		一冊	一、大坂御回米新潟江被遣御役人誓詞	一	已上村上・鯖江	十八通
一、年中定式御進物帳		一冊	一、享保五年諸御門張紙	一	一、紹有様御書 <small>(詮房父清貞) 而部書</small>	一通
			一、先規年始御札寺社順書	一	一、主膳様御書	一通
			一、転切支丹類族申送書付	一	一、瑞昌院様御書写	四通

- 一、同写 子七月廿一日 御下知状
- 已上御書

武雅記

- 一、家督日記享保十年
- 一、同
- 一、享保十四年御入部日記
- 一、同十九年記 小林吉左衛門 小堀勘十郎
- 一、同十九年記
- 一、同廿一
- 一、寛延元日記
- 一、同二
- 一、宝曆十二
- 一、同十二
- 一、同十三
- 一、明和元
- 一、同二
- 一、同三
- 一、同四
- 一、同五
- 一、同六

一通

- 一、同七
- 一、同八

已上

五

四

一冊

以上が『文献撮遺』にみえる「小堀記」である。「小堀記」の冒頭に「政興、武雅二代ノ記、若干冊御記録ノ補遺ニ備フベク、其文獻賞スルニ足レリ」とあるから、「小堀記」とは、鯖江藩の旧臣小堀政興、武雅の二代に亘つて作成された記録と考えておきたいと思つて、「小堀記」を残した政興、武雅とは誰を指すのであろうか。鯖江藩家中において、小堀という姓は二軒しかないのであるが、これだけの記録を残すことのできる家柄というのは、宝永元年一二月に召し抱えられ、間部家に仕えることになつた小堀勘十郎家しか考えられない。

「小堀記」は「政興記」と「武雅記」に分かれていのであるが、その政興記に宝永四年から、享保一〇年までの日記がみられる。また、武雅記には「家督日記」（享年一〇年）がみられることに注目しておきたい。御家人帳^①によれば、享保一〇年という年は小堀家初代の小堀勘十郎から二代目当主小堀勘十郎

(十五郎、隠居名宗水)へ家督相続がなされた年であり、武雅記にみえる「家督日記」はまさにこの時に作成された記録であると考えられる。小堀家初代小堀勘十郎の実名(名乗り)が政興で、二代目当主小堀勘十郎の実名(名乗り)が武雅であるということを示す史料は現在のところ確認されていないのであるが、「小堀記」は鯖江藩の旧臣小堀勘十郎家において作成されたものとしておきたいと思つて、「小堀記」の内容について検討しておこう。

まず「政興記」であるが、宝永四年から享保十年までの日記二九冊がある。この日記は、ある年度において、日記が作成された月と、そうでない月とがみられ、一様ではないが完全に揃っているのは、宝永八年(正徳元年)、享保三年から六年、九年の六年分である。あとは記載されていない月を含むが、宝永四年から享保一〇年までの日記であるから、年代的には、初代小堀勘十郎が間部詮房に仕えはじめ、高崎城代に就任した時期にあたり、従つて、詮房の動向や、高崎城内の出来事などが記録されていたのではなからうか。高崎や村上に関する絵地図もみられる。鯖江に関する

る史料では、「従村上西鯖江御所替御用向」、「従村上鯖江御所替定書」、「御所替被仰出候節請取方心付覚」、「鯖江御引移二付申渡書付」などで、村上から鯖江への所領替えに関するものが中心である。

一方、「武雅記」は、享保一〇年の「家督日記」から藩主詮言の初入部を記録した享保十三年の「御入部日記」を中心に明和八年のもので、総計五五冊の日記である。因に、明和八年という年は二代小堀勘十郎が鯖江藩の家老に任命された年であった（『御家人帳』）。「小堀記」（『政興記』、「武雅記」）の日記は「御用部屋旧記」の日記と比較すると、「御用部屋旧記」が公用日記で、「小堀記」の日記が「小堀の家」の私的日記ではなからうか。しかし、小堀家が間部家と極めて近い関係にあったことを考えれば、これらの日記も「一家臣の記録」をこえた文書として興味を持たれる史料であったといわなければならぬ。

五 おわりに

芥川家文書『文献掇遺』により、鯖江藩江戸藩邸の記録と、一家臣の記録について述べ

竹内 鯖江藩江戸藩邸「御用部屋旧記」・「小堀記」について

てきた。「御用部屋旧記」は江戸藩邸の火災後に整理されたものと考えられるが、鯖江藩の江戸藩邸においてこうした記録が作成されていたこと自体が新しい発見であり、その上、これらの記録が以外に豊富な内容を持った文書類であったことを確認することが出来たと思われる。これらの記録は現存しないけれども、藩邸の日記、高崎、村上に関する史料が

中心である。繰り返すことになるが、これらの文書類は、間部詮房が六代將軍家宜、七代將軍家継の側用人として活躍していたころのもので、つまり、間部氏が立身出世を果たし、高崎、村上を経て、ついで初代鯖江藩主間部詮言の代に、鯖江藩の成立を経て、藩制が確立していくころのもので、極めて興味を持たれる文書であった。従って、これらの文書類も「もうひとつの間部家文書」と称しても過言ではなく、仮にこれらの文書が現存してい

たならば、鯖江藩史研究に与える影響は図り

〔謝辞〕

史料所蔵者の芥川弘孝氏には史料についてなにかと御教示いただきました。また、鯖江市資料館の皆さんには間部家文書の閲覧など、たいへんお世話をお掛けいたしました。ここに記して深謝申し上げます。

註

①「従江戸到来御用状」の残存状況については「間部家文書年次目録」参照

②「日記」の残存状況については「間部家文書年次目録」参照

③拙稿「鯖江藩家臣団関係史料目録並に解説」（『若越郷土研究』第二巻二号）参照

④「その他一件書類」の資料内容については「間部家文書年次目録」参照

⑤進徳館旧蔵の教科書については、「間部文書目録別冊進徳学蔵書目録」参照

⑥昭和五年八月『間部家文書』第一巻解説

⑦『明治前期財政経済史料集成』（八）「秩禄処分類末録」に

明治三年七月八日ニハ各藩ニ於テ従来東京府下ニ

数箇所ノ邸宅ヲ所有シタルヲ制限シ、各藩トモ藩

若越郷土研究 三十九卷四号

邸一箇所、私邸一箇所トセラル

とあり、大名家の江戸藩邸が、藩邸一箇所と私邸一箇所とに大幅に整理された。この時、数々の記録類が失われていったものと考えられる。

⑧奈良県北葛城郡王寺町明神 芥川弘孝氏所蔵文書

⑨『文獻掇遺』(百)所収の「御領知」は、間部家に下された領知朱印状や領知目録などを写しとったもの。

これについては拙稿「間部詮房の所領について」参照。

⑩鯖江藩の江戸藩邸については、別稿で紹介する予定である。

⑪間部家文書「日記」(天保九年四月一〇日条)

⑫大井屋敷(鮫頭屋敷)の火災については、「御用状」

(寛政元年五月一日付六番御用状)に次の如く記録されている。

一、四月廿七日左之通以書付申出之

志村 権之丞

豊田 英 蔵

岡本 武 助

鮫頭御屋敷

拾間二三間之御土蔵 壹ヶ所

右之通焼失仕候、此段御届申上候、以上

四月廿七日

右二付、御用番松平伊豆守様之御届書、御窺書左之

通被指出候旨、御留守居持出之

今卯中刻品川大井村私下屋鋪土蔵より出火、

拾間二三間之武器蔵壹ヶ所焼失、早速消留申候、尤類焼無御座候、此段御届申上候

四月廿七日

御名

とあり、鮫頭屋敷の出火場所は、土蔵(武器蔵)であつた。

⑬幕府から、文書類を差し出すように命ぜられたもの

の、寛政元年の火災によって文書類も相当焼損があつたようである。「御用状」(寛政八年五月七日付八番御用状)に

同廿四日先達而従公義被仰出候亭淨院様御役中之御書物御城之可被差出旨、大目付様より御差函有之候付、今日御留守居を以左之通被差出之

一宝水頃日記 八冊

一正徳頃日記 拾七冊

都合式拾五冊

但、内焼損有之

一朝鮮人米朝御用留 拾四冊

但、虫喰損有之

右之通差出申候、土蔵火災之節引出焼損見苦も有之候、其外焼失仕候哉無御座候、以上

四月

御名 家來

小野 又兵衛

一常憲院様御凶札一件 九冊

但、九之巻無之

一同一回御忌御法会日記 七冊

右之通差出申候、土蔵火災之節引出候付、見苦有之候、以上

四月

御名 家來

小野 又兵衛

とあるように、土蔵火災の際、引き出した文書には焼損がみられたが、長い間(八年間余)そのままの状態にあつたようである。幕府からの命にも、見苦しいままに、これらの文書を提出したことが伺える。大井屋敷の土蔵の火災によって、文書類が焼損したことが、御用部屋日記の整理につながつたのではなからうか。

⑭『鯖江市史』第五巻「鯖江藩御家人帳」小堀家の項。

⑮『御家人帳』四代小堀勘十郎のところに

天保八年九月朔日御称号被下、末々嫡子計名乗せ候様被仰付

とあるように、藩主から間部の「御称号」を下された家柄であるから、藩主とは近い関係にあり、俗に小堀家を「西間部」、藩家老の植田家を「東間部」と

称していた。